

国による地方公務員給与削減要請に関する重点提言

本来、条例により地方が自主的に決定すべき地方公務員給与について、国は、都市自治体がこれまで国に先駆けて行ってきた総人件費の削減等の行革努力を一顧だにせず、ラスパイレス指数の単年比較のみでその引下げを要請したことは、自治の本旨にもとるものである。

加えて、国が、地方固有の財源である、地方交付税を地方公務員給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、財政自主権をないがしろにするものであり、到底容認できるものではない。

今回の地方公務員給与削減要請は、平成 25 年度限りの臨時的・例外的な措置とされており、今後、地域経済再生に向けた取組を国・地方一丸となって進める必要がある中で、地域の消費腰折れを回避しなければならない観点からも、二度と行わないこと。